

特命随意契約理由書

661

件 名	隼町無名橋補修等修正設計業務 (第320号)✓
種 類	工 事：土木・建設・設備(設計) 測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	本業務は、令和5年度に下記業者が受託した「三崎橋他1橋塗装等設計業務(第312号)」の成果品を基に、令和7年度に実施した橋梁点検の結果と関係機関との協議内容を反映し、令和9年度に発注予定の橋梁補修工事に係る修正設計を行うものである。✓
選 定 理 由	本業務は、既存の設計成果、設計思想及び関係機関協議の経過を踏まえて実施する修正設計業務であり、令和9年度に予定している橋梁補修工事の発注に直結するものである。 当該修正設計は既設計と密接不可分の関係にあり、同一業者以外が履行した場合、設計内容の把握や協議経過の再整理に時間を要し、工事発注の遅延や設計品質の低下を招くおそれがある。 下記業者は、「三崎橋他1橋塗装等設計業務(第312号)」の受託者であり、対象橋梁の現地条件、既設計内容、設計条件及び協議内容に精通している。また、橋梁補修設計に関する技術的知見を有し、関係機関との協議を継続して実施してきた実績がある。 これらのことから、当該業者が本業務を履行することにより、設計の整合性を確保しつつ、履行期間の短縮、業務品質の確保及び経費縮減が図られる。加えて、令和5年度の業務成績も良好である。 以上の理由により、下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 株式会社高島テクノロジーセンター 東京営業所 住 所 東京都千代田区丸の内一丁目11番1号
※ 契約年月日	令和 8 年 7 月 6 日 ✓
※ 契約金額	1,441,000 円 (消費税を含む) ✓
契 約 期 間	契約締結日翌日から令和9年2月26日まで
担 当 課	環境まちづくり部道路公園課 ✓
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	資源化業務に係る古紙・びん・缶等の売却（7月分）
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他（売却）
工 事 場 所 （工事案件のみ）	
概 要	区内で回収された資源物を売却できるよう処理をした後、再生資源として資源化ルートに乗せるものである。
選 定 理 由	（1）資源回収・資源化業務の受託業者であり、同一業者が本業務を実施することにより、効率的に資源化ルートに乗せることができる。 （2）清掃事業が東京都から千代田区に移管される平成12年度以前から資源回収をしているという実績もあり、平成12年3月27日には「長年にわたり培ったお互いのパートナーシップに基づき、今後ともごみ減量・リサイクル事業推進について、必要に応じ協議するものとする」とした協定書を交わしている。 以上の理由により、下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 千代田区リサイクル事業協同組合 住 所 東京都千代田区飯田橋2-12-1
※契約年月日	令和 8 年 7 月 1 日
※契約金額	3,767,350 円（消費税を含む）※収入予定額（単価契約）
契約期間	令和8年7月1日～令和8年7月31日
担 当 課	千代田清掃事務所
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。